

議第53号

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正について

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年11月28日提出

提出者	檀原市議会議員	細川佳秀
賛成者	檀原市議会議員	河合正
〃	〃	大北かずすけ
〃	〃	奥田寛
〃	〃	樫本利明
〃	〃	廣井一隆

檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例（平成20年檀原市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の165」を「100分の175」に改める。

第2条 檀原市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項各号列記以外の部分中「100分の150」を「100分の155」に、「100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成29年4月1日から施行する。

理由 特別職の国家公務員の給与改定に準じ、市議会議員に対して支給される期末手当の額の改定を行うもの